



みんなで支えあう地域のしくみ



地域見守り

ネットワーク事業

活動の手引き



寒河江市

寒河江市社会福祉協議会

背景

少子高齢化により、寒河江市でも一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯数が増加し、地域社会での人と人のつながりが希薄化しつつあります。また、健康状態に不安を抱える方、失業中の方、一人親世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯も多くなっています。

身近な地域の中で、お互いの“さりげない気づかい”や“ちょっとした目配り”で、地域の中で発生する様々な福祉課題を早期に発見することができ、問題が深刻になるのを防ぐことができます。

また、防災への関心が高まる中、日常的に見守り活動が行われている地域ほど、災害時における住民同士の助け合いがスムーズに進むと考えられます。

誰もが、地域で安心した生活を送ることができるよう、地域住民の支え合い活動として見守り活動がますます重要になってきました。

もくじ

地域見守りネットワーク事業について …………… 2

- ・背景
- ・目的

見守りが必要な世帯 …………… 3

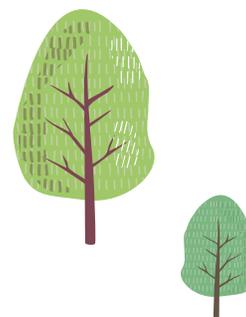
- ・見守り活動はつなぐ活動
- ・見守りが必要な人って？
- ・見守り世帯の設定

見守り活動の方法 …………… 4

- ・ゆるやかな見守り（日常的な見守り）
- ・定期的に声かけ・訪問する見守り（定期的な見守り）

関係者の役割 …………… 5

寒河江市地域見守りネットワーク図…………… 6



目的

「寒河江市地域見守りネットワーク事業」は、寒河江市社会福祉協議会（以下「本会」という）が、寒河江市、市町会長連合会、市民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、各地域福祉推進員と連携を図りながら、日常的な見守り活動や定期的な訪問活動等を行う事業です。

本会では、例年地域福祉推進員として活躍していただけるよう、研修会等を開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止をしております。今後も大規模な研修会の実施は難しいと判断し、地域単位で実施される研修会との共催、支援をしたいと考えております。

令和2年度は「緊急声かけ運動」を提案し、各地区に協力いただき、活動をすすめてまいりました。また、高齢者の見守り方法について、「認知症に関する疑似体験研修プログラム」を活用した研修会を実施し、「認知症」に焦点をあてた実践的な学びの場を設けたところで

す。今後とも、コロナ禍においてもできる活動を、皆様とともに取り組めますので、協力をお願いいたします。

見守り活動のすすめかた 7

- ・ 打ち合わせ会の実施
- ・ 事前準備
- ・ 訪問
- ・ 訪問後

訪問活動の留意事項..... 9

異変に気づいたら 10

個人情報の取り扱いについて..... 11

寒河江市地域見守りネットワーク事業実施要項..... 12

- 様式1号 見守り対象者名簿（兼）報告書の送付について
- 様式2号 見守りネットワーク活動報告書の送付について
- 様式3号 見守り対象者名簿（兼）報告書
- 様式4号 見守りネットワーク活動報告書

平成26年7月 初版発行 / 平成29年4月 2版発行



見守り活動はつなぐ活動

地域福祉推進員の皆さんに協力をお願いしたい「見守り」は、生活の中で接する高齢の方をさりげなく見守り、異変などに気づいたら専門家につなげる活動です。

地域の誰もができる範囲で、少しだけ見守りに参加することで、地域の人を支えることができます。

見守りが必要な人って？

①

一人暮らし世帯 / 高齢者のみの世帯

*心身の状態から見て、
第三者の見守りが必要な世帯

②

その他、
特に見守りを必要とする世帯

こんな世帯は
見守りが必要です

- 一人暮らし、もしくは高齢者のみの世帯である
- 近所付き合いが少なく、外出しない
- 近隣に親戚等がない
- デイサービスやホームヘルパーなど介護サービスを利用していない
- 配食サービス、乳酸飲料配達を利用していない

見守り世帯の設定

地域見守り対象世帯は実施要項（P.12）のとおりですが、特に見守りが必要な人だけを対象としましょう。対象世帯は各町会の実情に合わせて決めてください。



ゆるやかな見守り（日常的な見守り）

対象世帯の隣近所の協力者から手伝ってもらい
気になる人と直に接することなく、安否を確認したり、生活状況を気にかける方法です。

住宅の様子から 異変のサイン

- ・新聞や郵便物が溜まっている
- ・暗くなっても電気がつかない
- ・ここ数日、姿が見えていない

認知症が 疑われるサイン

- ・不自然な服装で歩いている
- ・自宅への帰り道がわからない様子

消費者トラブルが 疑われるサイン

- ・見かけない人が出入り
している様子がある

虐待が 疑われるサイン

- ・最近、どなり声がよく聞こえる
- ・転倒していないのにあざが多い

定期的に声かけ・訪問する見守り（定期的な見守り）

お宅を訪問し、健康状態や生活状況の変化などを伺い、時には相談を受けることもあります。
相手の状況を正確に把握できる活動といえます。

話し相手

何気ない会話に
困りごとが隠されている
場合も・・・

情報提供

地区や町内会行事のお知らせ
福祉サービスの紹介
相談機関の紹介等

健康状態の把握

お変わりないですか？と
さりげなく聞く。記録が
あると変化に気づきやすい

安否確認

自宅を訪問
不在時には隣近所に状況確認

関係者の役割

地域見守りネットワーク事業は、市、市社協、地区社協をはじめ民生児童委員、町会長、地域福祉推進員など、地域の関係者で実施する事業です。それぞれの役割を整理分担することで、効果的に事業を進めることができます。地域見守り活動を行うにあたっては、下記を参考に地域の実情に合わせて、役割を分担しながら進めてください。

地域福祉推進員

- ・対象世帯を「見守り対象者名簿（兼）報告書」にまとめる
- ・定期的に訪問し、健康状態と安否を確認し、「見守りネットワーク活動報告書」に記録する
- ・対象世帯に異変があった場合には、民生児童委員・町会長に連絡する（緊急の場合は警察署、消防署へ通報）

隣近所の協力者

- ・対象世帯を日常的に目配りし、さりげない見守りを行う
- ・対象世帯に異変があった場合は、地域福祉推進員または町会長に連絡する（緊急の場合は、警察署、消防署へ通報）

地区社協

- ・地域見守りネットワーク事業の実質的な運営
- ・地区内の関係団体等との連携
- ・「見守り対象者名簿（兼）報告書」と「見守りネットワーク活動報告書」を取りまとめ、市社協への報告

町会長

- ・町内会の見守りが必要な対象世帯を把握する
- ・担当民生児童委員及び地域福祉推進員との連絡調整を行う
- ・対象世帯の隣近所の協力者に見守りの協力を依頼する

民生児童委員

- ・民生委員活動を通じた日常적인見守り
- ・見守り活動へのアドバイスとサポート
- ・対象世帯に異変があった場合は、関係機関に連絡する（緊急の場合は警察署、消防署へ通報）

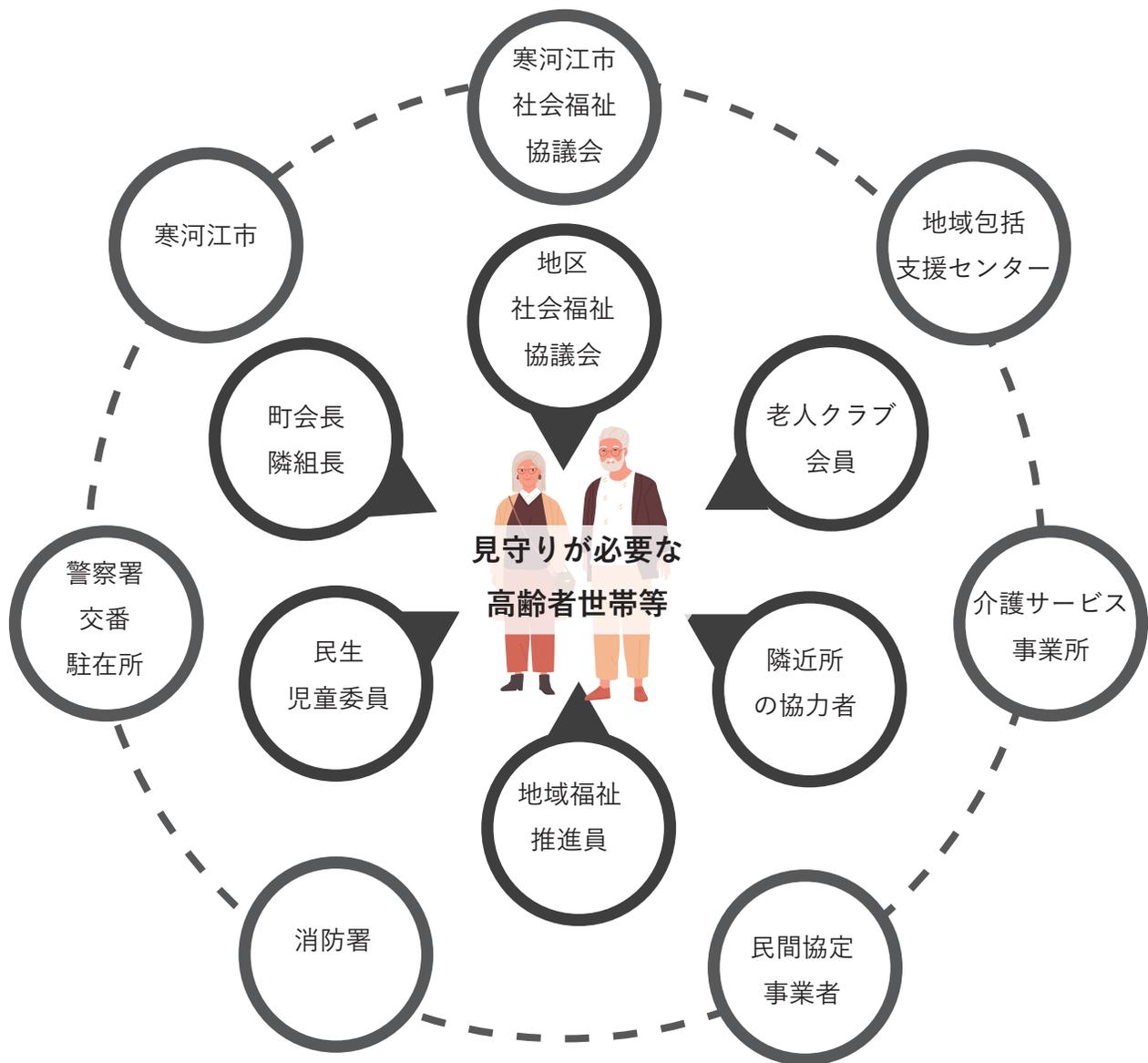
寒河江市

- ・地域見守りネットワーク事業の全体的な支援
- ・市地域見守り推進協議会の開催（既存協議会活用）
- ・地域見守り研修会の開催
- ・困難ケース及び虐待ケースの直接対応
- ・あんしん訪問サービス（乳酸飲料の配達）見守り事業の実施

寒河江市社協

- ・地域見守りネットワーク事業の全体的な支援
- ・各地区社協への支援及び関係機関団体との連携
- ・地域福祉推進員研修会の開催
- ・配食サービス、ふれあいサロン等の見守り事業の実施

寒河江市地域見守り
ネットワーク推進協議会



見守り活動のすすめかた

地域見守りネットワーク事業は、市、市社協、地区社協をはじめ、民生児童委員、町会長、地域福祉推進員など地域の関係者みんなで行う事業です。

地域の実情に合わせて、役割分担することで、効果的に地域の見守りを行うことができます。

打ち合わせ会の実施

活動を効果的に進めるためには、関わるみなさんの共通の理解が必要です。そのために、打ち合わせ会を実施します。

●地区社会福祉協議会

内容

事業概要や目的、進め方等の協議
対応が困難な事例の選別や
対応可能な取り組み等の意見交換

メンバー

地区社協役員 / 町会長
民生児童委員 / 地域福祉推進員等

確認事項

見守り、訪問の活動の留意事項
個人情報への取扱いについて

●町会（3者懇談会）

内容

具体的な活動などについて協議
町内会の見守り対象者の把握・選考
「見守り対象者名簿（兼）報告書」の作成

メンバー

町会長 / 民生児童委員
地域福祉推進員等

確認事項

地域福祉推進員の定期的な見守り方法
隣近所の協力者の日常的な見守りの依頼
対象世帯に異変があった場合の連絡先

1 事前準備

見守り対象世帯の情報の再確認をします。

トラブルの未然防止のため、対象世帯に定期的な訪問をすることを伝えます。

初回は、民生児童委員や町会長と一緒に挨拶に行くことで、顔繋ぎや安心感になり定期的な訪問活動を効果的に進めることができます。



民生児童委員

「こんにちは。民生児童委員の〇〇です。今日は、今後、定期的に見守りを行ってくれる地域福祉推進員の〇〇さんと一緒にご挨拶に来ました。」



地域福祉推進員

「こんにちは。〇〇地区の地域福祉推進員の〇〇と申します。この度は、見守りのために定期的にお伺いさせていただきたいと思い、ご挨拶に来ました。訪問させていただくのに、ご都合のよいときや、悪いときがあったら教えてください。また関係者にお名前を知らせてもよろしいでしょうか。」

2 訪問

実際に訪問します。会話の場所に決まりはないので、玄関の中に入らなくても庭先でも十分に効果があります。

会話は一般的にはあいさつから始めます。その後は、安否の確認として「お元気でお過ごしですか」、「最近、お変わりありませんか」と声かけをするのがよいでしょう。最初は、込み入ったことを話題にするのは避けましょう。回数を重ね関係を深めながら、ひとつずつ丁寧に情報を得ていく姿勢を持ちましょう。不在の時は隣近所から様子を聞いてみましょう。

会話が弾むようにするために

- お互いの共通点を見つけましょう（趣味・テレビ・家族など）
- 相手の関心ごとを話題にしましょう（庭・家庭菜園・運動など）
- 身近なことを話題にしましょう（除雪、ゴミ、店舗開店など）
- 話しやすい雰囲気をつくりましょう（うなずく、話を聞く、言葉を繰り返すなど）

3 訪問後

訪問が終わったら、「見守りネットワーク活動報告書」に記録をします。困りごとを相談されたり、何か変だな・・と思ったら、町会長や民生児童委員へ連絡してください。

1

相手と同じ目線で対応

地域見守りネットワーク事業は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、同じ地域に住む方々でお互いに支え合う活動です。訪問する際は、「見守ってあげる」という姿勢ではなく、同じ目線で「お互い様」という気持ちが人間関係を良好に保ちます。

2

相手を広く受け止める

見守り対象者には、普通の人には見られない感情の起伏があります。その時は、嫌になることもあるかもしれませんが、広い心で受け止めてください。相手の感情の中に、悩みごとや困りごとが潜んでいるかもしれません。

3

相手の秘密は守る

誰にでも他人に知られなくなる秘密があります。見守り活動の中で知り得た個人の秘密を守ることは、信頼関係を築くうえでとても大切です。

4

自分一人で抱え込まない

見守り活動の中で困ったことがあったら、自分一人で悩まずに、地域の関係者で相談して対応してください。

5

見守り活動は細く長く

見守り活動は、即座の成果を期待するのは難しいものです。自分にも見守られる相手にも無理のない程度での訪問を行い、回数を重ねながら細く長く対応してください。

6

礼儀と思いやりを忘れずに

対象者を訪問するときは、「客」としての礼儀を守ることが相手を思いやる大切なエチケットです。地域福祉推進員は、礼儀をわきまえ相手と適度な距離感を保ちながら対応してください。

7

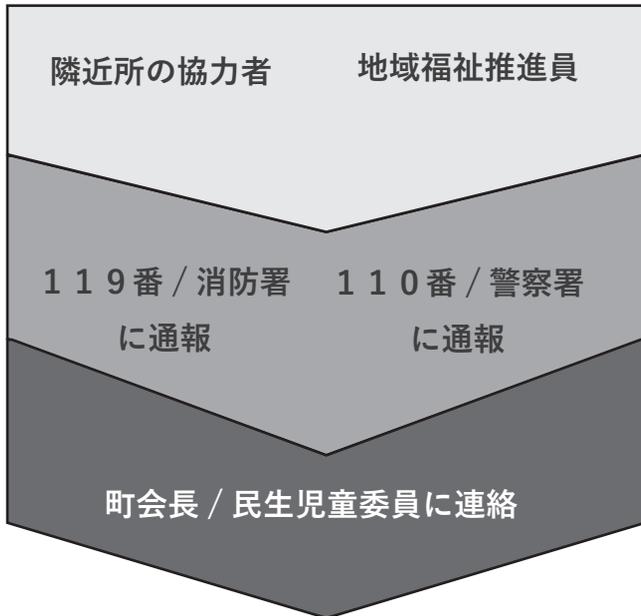
相手の問題の背景を考える

対象世帯が抱える問題を個人の問題として原因を追求するのではなく、問題を生み出した背景など、広い視点で捉えることが大切です。

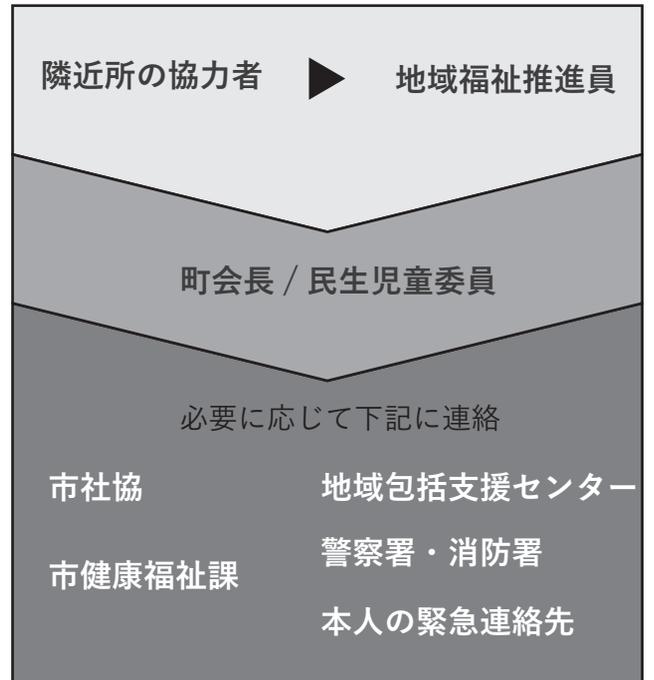


異変に気づいたら

緊急性を要する場合



判断が難しい場合



関係機関 連絡先

市健康福祉課

高齢者に関すること
障がい者・経済的支援に関すること

電話 (0237) 85-0904
(0237) 85-0242

社会福祉協議会

電話 (0237) 83-3220

地域包括支援センター

電話 (0237) 85-0896



個人情報が必要 最低限にとどめる

氏名 / 年齢
世帯状況（一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯）
その他（健康状態等、活動するに配慮すべき情報）

情報の目的外使用 の禁止

見守り活動以外に個人情報を
使用しないよう徹底してください

情報共有する 関係者の制限

地区社協会長 / 民生児童委員
町会長 / 地域福祉推進員
その他関係機関（市・社協）

関係者の 守秘義務の徹底

地域見守り打合せ会等で、情報を共有についての重要性や
守秘義務の遵守について、確実に徹底を図ってください。

情報の管理方法 の明確化

対象世帯名簿等は推進員が作成し、地区社協会長が集約する。
・対象世帯名簿等の保管場所を決める
・対象世帯名簿等を廃棄する場合は細かく裁断する。

寒河江市地域見守りネットワーク事業実施要項

第1条（事業の目的）

本事業は、寒河江市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）及び各町会と連携し、見守りの必要な対象世帯に対して、日常的・定期的な見守り活動を実施することにより、緊急事態の早期発見と高齢者等の孤立防止を図り、市民誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

第2条（実施主体）

本事業の実施主体は、市社協とし、実質的な運営主体は、地区社協が各町会の協力を得て行うものとする。ただし、困難・虐待ケースは、市が直接対応するものとする。

第3条（事業内容）

第1条の目的達成のため、次の事業を実施するものとする。

(1) 地域見守りネットワーク事業の打合せ会の開催

地区社協は、地区内の町会長、民生児童委員、地域福祉推進員などを対象に、活動方針、進め方等について協議するための打ち合わせ会を開催する。

各町会は、対象世帯の選考（名簿作成）、見守り体制などについて協議するための打ち合わせ会を開催する。

(2) 日常的な見守り活動、定期的な声かけ訪問活動の実施

見守り活動は地域福祉推進員が行うものとする。

日常的な見守り（カーテンの開閉・新聞受けの確認など）は、隣近所の協力を得るものとし、定期的な声掛け訪問活動（安否確認）を行う。異変を発見した場合は、状況に応じて関係者に連絡通報するものとする。

訪問した場合は、その状況を記録する。

(3) その他、目的達成に必要な事業

市社協は、地域福祉推進員の研修会を開催するとともに、その目的達成に必要な事業を行うものとする。

第4条（対象世帯）

見守り対象世帯は次に挙げるものとし、各町会で選考する。

(1) 心身の状態から見て第三者の見守りが必要な一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯

（※一人暮らし高齢者の全員を対象にするものではない。）

(2) その他、特に見守りを必要とする世帯

第5条（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

<様式1号>

令和 年 月 日

寒河江市社会福祉協議会

会 長 小野 クナ子 様

地区社会福祉協議会

会 長

印

見守り対象者名簿（兼）報告書の送付について

標記について、下記のとおり送付しますのでご査収ください。

記

文 書 名	報告区分 (該当区分に○)	部 数
	○ 年度当初	
	○ 追 加	
	○ 削 除	

<様式2号>

令和 年 月 日

寒河江市社会福祉協議会

会 長 小野 クナ子 様

地区社会福祉協議会

会 長

印

見守りネットワーク活動報告書の送付について

標記について、下記のとおり送付しますのでご査収ください。

記

文 書 名	部 数
見守りネットワーク活動報告書 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

<様式3号>

地域福祉推進員は町会長へ3月15日までに提出ください。

町会長は3月末日までに地区社協まで提出ください。

取扱注意

令和 年 月 日

見守り対象者名簿（兼）報告書

町会名（ ）

地域福祉推進員

番号	氏名	年齢	同意	備考

<様式4号>

地域福祉推進員は町会長へ3月15日までに提出ください。
町会長は3月末日までに寒河江市社会福祉協議会まで提出ください。

取扱注意

令和 年 月 日

令和 年度 見守りネットワーク活動報告書

町会名 () 地域福祉推進員

訪問日	時間	対象者氏名	訪問時の状況(健康状態など)	備考

地域の連絡先

何かあったときのために、地域の相談先の電話番号を記入しておきましょう

名 称	電話番号	備 考
町会長		
民生児童委員		
地域福祉推進員		
隣近所の協力者		
警 察	1 1 0	
消 防	1 1 9	
地区社協会長		
地域包括支援センター	(0 2 3 7) 8 5 - 0 8 9 6	
寒河江市社会福祉協議会	(0 2 3 7) 8 3 - 3 2 2 0	
市健康福祉課 (高齢者に関わること)	(0 2 3 7) 8 5 - 0 9 0 4	
市健康福祉課 (障がい、経済的支援に関わること)	(0 2 3 7) 8 5 - 0 2 4 2	